

# コンクリートポール診断士協会会則

2018年10月1日 制定

## (名 称)

第1条 本会は、コンクリートポール診断士協会（以下「本会」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 本会は、日本コンクリート工業株式会社、東海コンクリート工業株式会社、株式会社日本ネットワークサポート、北海道コンクリート工業株式会社、九州高圧コンクリート工業株式会社、東北ポール株式会社、日本海コンクリート工業株式会社、中国高圧コンクリート工業株式会社、カワノ工業株式会社、沖縄テクノクリート株式会社（以下「NCグループ10社」という。）の参加により設立し、「コンクリートポール診断士制度」の普及と制度の運営を目的とする。

## (本会の業務)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 本制度の普及・広報に関する業務
- (2) 本資格の診断技術者の認定、及び更新に関する手続き業務
- (3) 認定試験の実施、及び試験問題の作成業務
- (4) 認定試験に供するテキストの作成・更新と講習会の実施業務
- (5) 資格取得時または更新時の認定書発行業務
- (6) 調査・点検から補修に至る指針の改定業務
- (7) 健全性評価基準等の改訂業務
- (8) その他、目的達成に必要な業務

## (本会の構成)

第4条 本会会員は、NCグループ10社の正会員で構成する。

1. 本会には、会長1名を置き、本会を統括する。なお、会長は正会員から選出し、運営委員会で承認するものとする。
2. 運営委員会は、本会の運営に必要な事項の運営に当るものとし、そのメンバーは、NCグループ10社の技術責任者または経営権のある責任者とする。
3. 運営委員会の下部組織として次の作業委員会を置き、第3条の業務を行う。なお業務等の詳細は、各作業委員会に運用細則を制定し、本会の承認を受け、それに従うものとする。各作業委員会のメンバーは、NCグループ10社より選任する。各作業委員長はメンバー社の互選とし、運営委員会の承認により選任されるものとする。

(1) 技術委員会

【主な業務】

- ・ 認定試験に供するテキストの作成・更新と講習会の実施業務
- ・ 資格講習会の実施とテキスト作成業務
- ・ 調査・点検から補修に至る指針の改訂業務
- ・ 健全性評価基準等の改訂業務

(2) 資格運営委員会

【主な業務】

- ・ 本資格の診断技術者の認定、及び更新に関する手続き業務
- ・ 認定試験の実施、及び試験問題の作成業務
- ・ 資格取得時または更新時の認定書発行業務

(3) 広報委員会

【主な業務】

- ・ 本資格の普及・広報に関する業務

(入退会及び会員資格の喪失)

第 5 条 本会に入会しようとする会社は、運営委員会の承認を受けるものとし、その対価は運営委員会会員の協議による。

1. 会員は、運営委員会に対する申し出により退会することができる。
2. 会員は、次の理由によりその資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 会社が解散したとき

(3) 会員が、会員としての業務に違反し、又は本会の名誉を傷つけたとして、運営委員会の決議により除名されたとき

(事務局)

第 6 条 本会は、会長の補佐及び業務を執行するための事務局を日本コンクリート工業（株）内に置く。

1. 事務局員は、会長が指名し、運営委員会の承認を受けるものとする。

(会費及び会計)

第 7 条 本会は、第 3 条の業務を行うために、会員社より会費を徴収する。

1. 会費は、年会費とし、必要に応じて臨時会費を徴収するものとする。会費の金額と徴収方法は運営委員会の決議により決定する。
2. 会計は、事務局が担当するものとする。
3. 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(運営委員会)

第 8 条 本会は、原則として年 1 回運営委員会を実施する。

1. 運営委員会は、原則として会長が招集し、会長が運営委員長を指名する。
2. 運営委員会は、NCグループ 10 社の委員総数の半数以上の出席により成立する。但し、第 4 条に定める委員が出席できない場合、事務局への事前連絡により、代理の出席を認めるものとする。
3. 運営委員会は、事業報告及び事業計画に関する事項、決算及び予算に関する事項、会則の変更、ならびに本会が必要と認めて付議する事項を決議する。
4. 運営委員会の議事は、NCグループ全 10 社の議決権の過半数で決するものとする。但し、代理を含め運営委員会に出席できない委員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。議決権の数は 1 委員 1 議決権とし、可否同数の場合は会長が議決できる。

(各作業委員会)

第 9 条 各作業委員会は、その運用細則に従い、必要な活動を行うものとする。

(機密保持)

第 10 条 会員は、本会の業務に関して知り得た成果及び一切の秘密知識を、その組織内において保持し、会員以外に漏洩しないとともに目的以外の使用をしないように最大限の注意と措置を講じなければならない。

(信義則)

第 11 条 本会則に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、運営委員会での議決によるものとする。

(存続期間)

第 12 条 本会の存続期間は、本制度が存続する期間とする。但し、運営委員会で本会の存続を必要としないと認めた場合には、本会を解散することができる。

以 上